

## 建築士事務所登録の申請書類一覧表

| 申請内容                                 |  | 必 要 書 類   |
|--------------------------------------|--|---|
| 新規登録<br><正、副2部提出><br>[法第23条の2]       |  | ①建築士事務所登録申請書(第五号書式)<br>②県収入証紙(一級:16,500円分)(二級・木造:11,000円分)<br>③登録申請者の略歴書(第六号書式・添付書類(ロ))<br>④管理建築士の略歴書(〃・添付書類(ロ))<br>⑤誓約書(〃・添付書類(ハ))<br>⑥定款の写し及び法人登記簿謄本(法人の場合)<br>⑦管理建築士及び所属建築士の建築士免許証の写し(原本提示)<br>⑧管理建築士講習の修了証の写し<br>⑨登録申請者の(法人の場合は役員全員の)成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(本籍の記載のあるもの)                |
| 更新の登録<br><正、副2部提出><br>[法第23条の2]      |  | ①建築士事務所登録申請書(第五号書式)<br>②県収入証紙(一級:16,500円分)(二級・木造:11,000円分)<br>③業務概要書(第六号書式・添付書類(イ))<br>④登録申請者の略歴書(〃・添付書類(ロ))<br>⑤管理建築士の略歴書(〃・添付書類(ロ))<br>⑥誓約書(〃・添付書類(ハ))<br>⑦定款の写し及び法人登記簿謄本(法人の場合)<br>⑧管理建築士及び所属建築士の建築士免許証の写し<br>⑨管理建築士講習の修了証の写し<br>⑩登録申請者の(法人の場合は役員全員の)成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(本籍の記載のあるもの) |
| 登録事項の変更の届出<br><正、副2部提出><br>[法第23条の5] | 名称の変更                                  | ①変更届出書(第7号様式)<br>②法人登記簿謄本(法人の場合で商号の変更をする場合)   |
|                                      | 所在地の変更<br>(開設者の住所<br>または所在地<br>の変更も含む) | ①変更届出書(第7号様式)<br>②法人登記簿謄本(法人の場合で本店所在地の変更をする場合)  |
|                                      | 開設者の変更<br>(法人の役員の変<br>更も含む)            | ①変更届出書(第7号様式)<br>②登録申請者の略歴書(第六号書式・添付書類(ロ))<br>(代表者以外の役員変更の場合は不要)<br>③誓約書(第六号様式・添付書類(ハ))<br>(変更内容が役員の退任のみの場合は不要)<br>④法人登記簿謄本(法人の場合)<br>⑤戸籍謄本または抄本(個人の名の変更の場合)<br>⑥法人役員が新たに就任する場合、当該役員の成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(本籍の記載のあるもの)  |
|                                      | 管理建築士、所<br>属建築士の変更                     | ①変更届出書(第7号様式)<br>②管理建築士の略歴書(第六号書式・添付書類(ロ))<br>③誓約書(第六号様式・添付書類(ハ))<br>④管理建築士及び所属建築士の免許証の写し(原本提示)<br>⑤管理建築士講習の修了証の写し<br>※所属建築士の変更の場合は、①及び④のみ  |
| 廃業等の届出<br>[法第23条の7]                  |  | ①廃業等届出書(第8号様式)<br>②建築士事務所登録通知書<br>③開設者の死亡の場合は、その旨記載された戸籍謄本または抄本<br>④開設者の破産手続開始決定の場合は、裁判所が発行する破産管財人証明<br>⑤法人が合併により解散したとき、破産手続開始決定または合併以外の事由により解散したときは、その旨記載された法人登記簿謄本  |

※1

新規・更新登録および法人役員の変更の際は、登録申請者（法人役員）の戸籍謄（抄）本が必要ですが、「成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書」に正確に本籍・氏名・生年月日が記載されている場合は、戸籍謄（抄）本の提出を省略することができます。ただし、必要により提出を求める場合もあります。

（この証明書は、法務局が証明するものです。市町村長が証明する、いわゆる身分証明書ではありませんのでご注意ください。）

※2

更新の登録申請は有効期限満了の30日前までに登録申請書を提出すること。〔規則第18条〕

※3

登録事項の変更の届出は、変更があったときから2週間以内にその旨を届け出ること。〔法第23条の5〕

※4

廃業等の届出は、該当することとなったときから、30日以内に提出すること。〔法第23条の7〕

※5

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 個人⇔個人（開設者変更） | } | この場合は、変更ではありません。<br>廃業等の届出と新規登録申請を行う必要があります。 |
| 個人⇔法人（開設者変更） |   |  |
| 二級⇔一級（級別変更）  |   |  |

※6

○法人の場合で、役員、商号、本店所在地の変更をする場合、  
○有限会社から株式会社へ変更する場合、  
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）で変更事項にかかる記載（年月日など）がされている必要があります。

※7

官公庁の証明書類は発行日から3ヶ月以内のものであること。

※8

管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習〈管理建築士講習〉を修了した建築士ではければなりません。